平成２１年（フ）第１４１５号
福岡市西区生松台３丁目９番11号
債務者　大川内志乃
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４２０号
福岡市東区雁の巣２丁目48番７―202号
債務者　森　　達夫
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４２１号
福岡市東区名島２丁目21番10号
債務者　佐々本和広
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４２７号
福岡県宗像市日の里１丁目28番地　104棟1205号
債務者　吉井　直美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４３７号
福岡市南区向野２丁目10番20号
債務者　手島　五男
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５２１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲495番地２サンセール篠栗ⅡG201号
債務者　永木　義継
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５３２号
福岡県春日市日の出町１丁目19番地１
債務者　小林　博子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５４８号
福岡市東区香椎台２丁目６番７号
債務者　加藤壽満子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５４９号
福岡市中央区清川３丁目25番２号
債務者　郷田　　光
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５８１号
福岡市東区下原１丁目９番58―101号
債務者　諸石　幸男
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６２号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目46番８号
債務者　齊脇　信次
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目30番22―12号
債務者　塚野　柳子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
鹿児島県鹿児島市西千石町12番14号日進ビル403号
債務者　柳田　秀夫
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目４番20号エステート寺之下402号
債務者　米永　賢二
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台３丁目29番10号
債務者　山口眞智子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目15番13号
債務者　浦野　貴樹
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目23番８号
債務者　金氣　清一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
鹿児島県熊毛郡屋久島町原333番地４
債務者　日髙　律江
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係